

○ 経済産業省告示第 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第三十一条第一号の規定に基づき、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 萩生田光一

保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示

保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

(資格者の数)

第二条 規則第三十一条第一号の告示で定める基

準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二 「略」

三 前二号に定めるもののほか、緊急時対応にあつては次に掲げる要件に適合するものとす

る。

イ 「略」

ロ 保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。ただし、液化石油ガス

(資格者の数)

第二条 規則第三十一条第一号の告示で定める基

準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二 「略」

三 前二号に定めるもののほか、緊急時対応にあつては次に掲げる要件に適合するものとす

る。

イ 「略」

ロ 保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。

販売事業者が規則第十六条第十三号ただし

書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスを屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であつて、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備については、この限りでない。

四
〔略〕

備考 表中の「」は注記である。

四
〔略〕

この告示は、令和

年

月

日から施行する。